

香港政府 雇用調整助成金スキーム “Employment Support Scheme (ESS)”に関する概要 速報 (2020年8月)

香港政府より、新型コロナウイルスによる企業への経済的な打撃に対する救済政策、且つ雇用維持を目的として施行される**雇用維持スキーム“Employment Support Scheme (ESS)”**についてお知らせいたします。なお、当内容は一般的な情報となります。具体的なアドバイスについては、個別でご相談いただけますようお願いいたします。

☆当雇用維持スキームの主要内容として、以下いくつか重要ポイントがあります。

- 1) 申請条件に合致する雇用主に雇用補助金を提供し、雇用主が補助金を受給期間において余剰人員削減による解雇を行わず、且つ補助金をすべて従業員の給与支給に充てることを承諾、宣誓する必要があります。
- 2) 申請対象となる従業員は MPF または ORSO に加入している必要がある。
- 3) 補助金は一従業員あたり 6 か月間で、「指定月」の 50% の給与を基数として算出される（上限月額 9,000 ドル）。「指定月」に関して、2019 年 12 月～2020 年 3 月の間の任意の 1 ヶ月を選定。

- 4) 補助対象月：（第一弾）6月～8月、そして（第二弾）9～11月、最長6カ月間で終了

- 5) 申請開始：
（第一弾）2020年5月25日から（6月14日まで）
（第二弾）2020年8月31日から（9月13日まで）

- 6) 所要期間：申請から3～4週間後で認可
- 7) 補助金額：月給の50%（上限HKD9,000）×従業員数（現時点無給対象従業員も含む）×月数（＜第一弾＞6～8月、＜第二弾＞9～11月の3ヶ月）

- 8) 申請方法：申請専用のインターネットサイトにて申請
<http://www.ess.gov.hk/>

☆申請条件の概要（主なものとなり、これらに限られませんことご理解願います）：

- 1) 対象となる従業員は、2020年3月31日までに雇用主、従業員ともにMPFまたはORSOに加入済である。

- 2) 認可後、6～8月、9～11月における従業員数（その時点での無給従業員は含まれない）が、2020年3月の従業員数（無給となっている

従業員も含む) を下回ってはならない。3月の従業員数を下回った場合は、罰則金が科せられる。

- 3) 補助金はすべて従業員への給与に充てられ、無休従業員へも給与として支払われることが推奨されている。未使用の補助金がある場合は、政府によって回収される。
- 4) 申請にあたり、雇用主は、i) 補助を受ける期間内において人員を解雇しない、ii) 補助金はすべて従業員の給与に充てる、ことを約束する必要がある。

詳細は以下の政府発行の i) ガイドライン ii) 申請マニュアル (英語・中国語併記) をご参照ください。

- i) https://gia.info.gov.hk/general/202005/18/P2020051800697_341485_1_158_9802881819.pdf
- ii) https://gia.info.gov.hk/general/202005/18/P2020051800697_341486_1_158_9813409227.pdf

以上